令和4年度における沖縄県地域職業訓練実施計画

令和4年4月1日

1 総則

(1) 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な再就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて国が、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「能開法」という。)第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)において実施する職業訓練(能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練(以下「委託訓練」という。)を含む。以下「公共職業訓練」という。)及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。)第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練(以下「求職者支援訓練」という。)の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間(以下「計画期間」という。)中における公共職業訓練及び求職者支援訓練(以下「公的職業訓練」という。)の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。また、公共職業能力開発施設は、本計画を実施する際に、労働局、公共職業安定所、地方公共団体等関係機関との連携を図り、効率的かつ効果的な公共職業訓練の実施を図るものとする。

(2)計画期間

計画期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(3)計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況等を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

2 労働市場の動向と課題

近年、県内の雇用情勢は、有効求人倍率が1倍台で推移する等、着実に改善が進んでいたが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の影響により、令和4年1月の有効求人倍率(季節調整値)が0.85倍と、21ヶ月連続で1倍を下回っている。今後も、新型コロナウィルス感染症が雇用に与える影響に

ついて一層注意する必要がある。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、沖縄県の持続 的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、 一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠である。

企業が付加価値の高い分野、医療・情報通信分野等の今後成長が見込まれる分野への展開を図るために必要となる人材や、社会全体のデジタルトランスフォーメーション(DX)の加速化など急速かつ広範な経済・社会環境の変化が生じ、また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの産業で非正規雇用労働者に大きな影響が出ている中で、人材の育成を推進するためには、公的職業訓練の見直しを含む、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特にデジタル分野については、ITの資格取得を目指す訓練コースの訓練委託費等の上乗せ措置を活用し推進する必要がある。

また、若年者及び非正規労働者いわゆる就職氷河期世代に対する職業能力向上、出産等でキャリアを中断した女性や高齢者の雇用継続や再就職に向けた職業能力開発施策の充実も課題となっている。

3 令和3年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和3年度の公的職業訓練の受講者数は、公共職業訓練(離職者訓練) については、令和3年10月末現在で1,182人であり、求職者支援訓練については、令和3年12月末現在で247人であった。

また、令和3年度の就職率は、公共職業訓練(離職者訓練)の施設内訓練(公共職業能力開発施設内で実施する訓練をいう。以下同じ。)が90.2%、委託訓練が81.5%、求職者支援訓練の基礎コースが61.9%、実践コースが50.0%であった。

- 注1 求職者支援訓練については、平成26年4月に開講した職業訓練コースから雇用保険適用就職率を目標として用いている。
- 注2 施設内訓練は令和3年9月末までの、委託訓練は同年8月までの、 求職者支援訓練の基礎コース及び実践コースは令和3年5月末まで に終了したコースの訓練終了後3か月の就職率である。

障害者訓練の受講者数は、施設内訓練 11 人、委託訓練 45 人であり、在職者訓練の受講者数は、538 人であり、学卒者訓練の受講者数については、296 人であった。(障害者、在職者、学卒者ともに令和3年10月末現在)

4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

離職者を対象とする職業訓練については、人材不足が深刻な分野、成長が見込まれる分野等における人材育成に重点を置きつつ実施する。

また、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡・協議の場を設けるとともに、産業界・教育訓練機関団体等の協力も得ながら、職業能力評価基準、民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン等の更なる整備及び普及も

進めていくこととする。

さらに、オンラインによる訓練については、実施状況や訓練効果等を踏まえながら、引き続き取組を推進していくこととする。

(1) 公共職業訓練(離職者訓練)の対象者数等

離職者訓練については、職業能力に係る労働力需給のミスマッチを解消するため、地域における離職者等の多様な就業ニーズ及び企業の人材ニーズに応じた、施設内訓練及び民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施するものとする。また、若年者の育成や非正規労働者等を対象とした長期訓練(長期高度人材育成コース)の設定、子育で等により再就職が困難な方に対する「託児サービス付き訓練」の設定促進、高齢者の継続雇用や再就職に向けたコース等の設定促進を図る。さらに、新型コロナウィルス感染症の影響により人材確保がより困難となっている介護分野の訓練に関して推進を図っていく。

計画期間中に実施する離職者訓練の対象者数は、2,034人とする。

離職者訓練の対象者数のうち、618人については、施設内訓練として実施するものとする。

また、離職者訓練の対象者数のうち、1,416人については、委託訓練として実施するものとする。委託訓練については、人材不足が深刻な介護等の分野や、今後成長が見込める情報通信、医療分野等において実施するものとする。

就職率は施設内訓練で 80%以上、委託訓練で 75%以上を目指す。

(2) 公共職業訓練(在職者訓練)の対象者数等

在職者訓練については、産業構造の変化、技術の進歩等による業務の変化に対応する高度な技能及びこれに関する知識を習得させる真に高度な職業訓練であって、民間教育訓練機関において実施することが困難なものを実施するものとする。

また、職業能力開発促進センター(ポリテクセンター)に設置した生産性向上人材育成支援センターに DX 人材育成推進員を新たに配置するとともに、DX に対応した訓練コースを拡充し、中小企業等の DX 対応に係る人材育成支援を促進する。

計画期間中に実施する在職者訓練の対象者数は、641人とする。

(3) 公共職業訓練(学卒者訓練)の対象者数等

学卒者訓練については、新規高等学校卒業者等を対象に、ものづくりの 現場の戦力となる高度な実践技能者の育成を図るため、職業に必要な技能 及びこれに関する知識を習得させることを目的とした比較的長期間の公 共職業訓練を実施するものとする。

計画期間中に実施する学卒者訓練の対象者数は、290人とする。

学卒者訓練の対象者数のうち、130人については専門課程による公共職業訓練として、60人については応用課程による公共職業訓練として、100人については普通課程による公共職業訓練として、それぞれ実施するもの

とする。

(4) 障害者等に対する公共職業訓練の対象者数等

個々の受講者の障害の特性等に応じた公共職業訓練を一層推進するものとする。

また、地域における障害者の職業能力開発に資するよう、沖縄県立職業 能力開発校において、障害者を対象とした公共職業訓練を引き続き実施す るものとする。

計画期間中に実施する障害者等に対する公共職業訓練の対象者数は 141 人とする。

障害者等に対する公共職業訓練の対象者数のうち、92人については、 委託訓練として実施するものとする。

(5) 求職者支援訓練の対象者数等

① 対象者数及び就職率に係る目標

計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者数は、新型コロナウィルス感染症の影響の長期化が懸念されることから、非正規雇用労働者や自営廃業者等の雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、650 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 1,083 人程度を上限とする。

また、雇用保険適用就職率は、基礎コースで58%以上、実践コースで63%以上を目指す。

② 求職者支援訓練の内容

求職者支援訓練については、基礎的能力のみを習得する職業訓練(基礎コース)及び基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練(実践コース)を設定する。

その際、デジタル分野等の成長分野や人材不足分野とされている分野・ 職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏 まえたものとする。

育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには短時間労働者等不安定な就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。

訓練認定規模は、次のとおりとする。

イ 基礎コース 訓練認定規模の40%

ロ 実践コース 訓練認定規模の60%

実践コースのうち、訓練認定規模に占める各分野については、介護・医療・福祉分野 10%、医療事務分野 5%、デジタル(IT・デザイン)分野 15%、営業・販売・事務分野 45%、その他の地域ニーズ分野 25%として設定するものとする。

訓練認定規模は以下のとおりとする

		定員計	地域別内訳		
			南部	中・北部	離島
			地域	地域	地域
基礎コース		433	180	148	105
実践コース		650	340	280	30
デジタル系	IT分野	65	50	15	
	デザイン分野のうち WEB デザイン系	33	15	18	
営業・販売・事務分野		292	133	144	15
医療事務分野		32	17	15	
介護・医療・福祉分野		65	30	20	15
その他		163	95	68	
計		1083	520	428	135

※南部地域···那覇所管轄、中・北部地域···沖縄所及び名護所管轄、離島地域···宮古所及び八重山所管轄とする。

※認定状況に応じ、地域別の定員配分は変更する場合がある。

また、より安定した就職の実現に資するよう、各地域の状況や工夫に応じて主体的に独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等を設定する地域ニーズ枠を設定することとする。

求職者支援訓練のうち、次の値を上限として地域職業訓練実施計画で定めた割合以下の範囲で求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。

- イ 基礎コース 30%
- ロ 実践コース 30%
- 注3 求職者支援訓練は、地域職業訓練実施計画に則して、四半期ご とに認定する(地域職業訓練実施計画で定めたコース別・分野別 の訓練実施規模を超えては認定しない。)ものとする。

申請対象期間の設定数を超える認定申請がある場合は、次のとおり認定するものとする。

- イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから認定。
- ロ イ以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定。

③ 余剰認定定員の活用

第4四半期を除き中止コースに係る定員は、同一年度かつ同一訓練種別(基礎コース・実践コース)の認定に活用することとする。 第4四半期においては、中止コースに係る定員及び繰り越した定員 は、訓練種別(基礎コース・実践コース)及び分野にかかわらず活用 することとする。

5 公的職業訓練の実施に当たり留意すべき事項等

(1) 関係機関との連携

デジタルトランスフォーメーション (DX) の加速など、急速かつ広範な経済・社会環境の変化に対応するためには、産業界及び地域ニーズを踏まえた効果的な公的職業訓練を実施する必要がある。

このためには、国及び都道府県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体、労使団体等の幅広い理解・協力のもと、公的職業訓練全体の訓練規模、分野及び時期において職業訓練の機会及び受講者を適切に確保するとともに、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域の人材ニーズを踏まえた改善のための取組を行うことが必要である。

令和4年度においても、関係者の連携・協力の下に、地域の実情を踏まえた、計画的で実効ある職業訓練の推進及び地域の産業ニーズを踏まえた訓練内容の検討を行うこととする。

また、公共職業能力開発施設は、公共職業訓練を実施するに当たっては、沖縄労働局、公共職業安定所、地方公共団体、労使団体等関係機関により構成される協議の場を活用し、人材ニーズに応じた効果的な職業訓練が質及び量の両面において十分に実施されるよう検討、協議及び必要な調整を行うものとする。

さらに、公共職業能力開発施設は、沖縄労働局及び公共職業安定所と連携 し、公共職業訓練の受講者の就職支援を実施するものとする。

(2) 公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

「ジョブ・カード」を活用したキャリアコンサルティングなど、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助を行い、公的職業訓練の受講者の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。